

いのまき

ホームページ <http://www.i-houjinkai.jp>
E-mail : info@i-houjinkai.jp

2018.6.30
217号

発行／公益社団法人
石巻法人会
広報委員会
〒986-0032
石巻市開成一番地35
(石巻ルネッサンス館1F)
TEL (0225) 93-6704
FAX (0225) 93-6705
印刷／(株)松弘堂



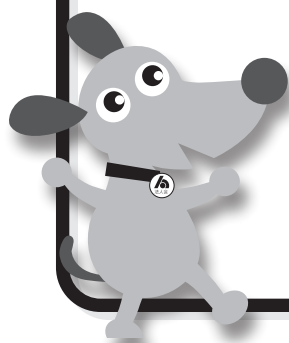
平成30年度定時社員総会・特別講演会

演題 「お金が消える？電子マネーで世界最先端を走る中国、日本の対応と現状、未来」

講師 日本銀行仙台支店 支店長 岡本 宜樹 氏

主な内容

- 平成30年度定時社員総会・特別講演会写真 P 1
- 平成30年度定時社員総会開催報告／
- 平成30年度青年部会・女性部会報告会開催報告 P 2,3
- 石巻の歴史から⑩「天保の飢饉 その①」 P 4,5
- 平成30年度税制改正 事業継承税制はどう変わったのか？ P 6,7
- 事業報告 P 8
- 懸念されていた糖尿病の有病者が、初めて1千万人の大台に P 9
- 石巻税務署より P10,11
- 企業PR広告(折込チラシ)同封サービスを始めました P12
- 新入会員の紹介及び行事予定・各セミナー予定 P13



平成三十年 度

定時社員総会を開催

去る、六月七日(木)石巻グランドホテルにて、平成三十年度定時社員総会を開催された。

当日は、石巻税務署署長 押野博行様、宮城県東部県税事務所所長 相澤秀彦様、東北税理士会石巻支部支部長 西村陽一様、当会と姉妹法人会である公益社団法人豊島法人会副会長 平塚元由様ほか友誼団体から多くのご来賓の方々にご臨席を得て開催され、一〇一名が出席した。

総会では、過日開催された理事会で承認された事項が報告され、続いて上程されたいずれの議案も原案通り満場一致で可決承認された。

報告及び議案は左記の通り

【報告事項】

- ◇平成二十九年度事業報告の件
- ◇平成三十年度事業計画報告の件
- ◇平成三十年度予算報告の件

【議 案】

- ◇第一号議案
平成二十九年度収支決算承認の件
— 監事監査報告 —

大河原筆頭副会長による挨拶

表彰
永年の功勞・顕著な貢献を称え
六名に表彰状など授与

総会終了後、同会場にて平成三十年度優良経理員表彰と会員増強功勞者表彰が行われ、表彰者には壇上にて大河原筆頭副会長よりそれぞれ記念品と表彰状が渡された。

優良経理員表彰は、経理担当者の資質向上を図る目的で毎年実施しており、会員企業から推薦された十年以上の勤務経験のある優秀な経理担当社員が対象となる。本年度は左記の三名が受賞した。

会員増強功勞者表彰は、会員増強運動の一環としてこちらも毎年実施しており、会員増強に大きく貢献された方が対象となる。本年度は二名と一社が受賞した。

【優良経理員表彰者】

(順不同・敬称略)

- | | |
|-----------|-----------------|
| 三 浦 孝 子 殿 | 協業組合石巻浄化槽管理センター |
| 佐々木 智 子 殿 | 山下設備工業(株) |
| 阿 部 仁 司 殿 | (株)石巻青果 |

【会員増強功勞者表彰】

(順不同・敬称略)

- | | |
|---------------------|------------------|
| 秋 月 義 友 殿 | アフラック募集代理店 |
| 柳 橋 哲 也 殿 | (株)秋月トータルエージェンシー |
| A I G 損害保険(株)石巻支店 殿 | (株)ほけんセレクト |



定時社員総会特別講演会

「お金が消える？電子マネーで世界最先端を
走る中国、日本の対応と現状、未来」講師の日本銀行仙台支店長
岡本 宜樹氏

平成三十年六月七日
(木)石巻グランドホテルにて定時社員総会終了後、特別講演会が開催され会員企業などから約一二〇名が参加して熱心に耳を傾けた。

講師には、日本銀行仙台支店長の岡本 宜樹氏をお迎えし、「お金が消える？電子マネーで世界最先端を走る中国、日本の対応と現状、未来」と題して講演会をいただいた。

現在中国では、アリババグループを筆頭にネットショッピングの利用が爆発的に増え、二〇一七年の電子商取引額は約三九〇兆円にもなる規模となっている。それに伴って、QRコードでの決済(スマートフォンでQRコードを読み込むだけで支払いが出来るサービス)などの電子決済サービスも同時に普及し、ほとんど財布やカードを持ち歩かないのが一般的というレベルにまで達しているのだという。

QRコード自体は一九九四年にデンソーウェーブが開発した日本発信の技術ではあるが、中国では既に、電気・ガス・水道などの公共料金のほか医療費、さらにはお年玉やお小遣いすらもスマートフォンでやり取りをしているのだという。「これではなんとも味気ない話ですね」と岡本氏は話していたが、「電子先進国と言われてきた日本が電子決済の分野では隣国である中国にここまで先を越されているという現実を我々も知るべきである」と述べた。ここ数年の間に日本で急激に非現金化が進むとは考えにくい、電子決済を介することで消費者の消費行動データなども詳細に得ることが出来るメリットもあることから、利用価値は十分にあるのだとお話された。

青年部会 平成三十年度 報告会

平成三十年五月八日(水)石巻グランドホテルにて、青年部会平成三十年度報告会が開催された。

石巻税務署長 押野博行様、石巻税務署法人課税第一部門統括国税調査官 板垣淳様、東北税理士会石巻支部副支部長 丸岡美穂様、石巻商工会議所青年部 会長 武山雄樹様、一般社団法人石巻青年会議所理事長 谷川海明様をはじめ、多くのご来賓の方々にご臨席を賜った。

報告会に先立ち、今野英樹部会長が挨拶し「早いもので部会長の職に就いて既に一年が過ぎた。残り一年の任期を皆様のご協力により充実した部会活動にしていきたい。また、その翌年には県連会長職が控えており、自社のコンテンツであるダンボールギーニを活用しながら、魅力ある石巻を次世代に引き継ぐべく積極的に活動していきたい。」と述べた。

報告会では、先日の理事会で承認された議案が報告され、滞りなく終了した。

その後、会員交流会では、卒業会員への卒業証書授与と新入会員三名が一言ずつ、青年部会活動への抱負などを述べた。

各テーブルでは、今後の部会活動の更なる飛躍に向けた熱い会話が聞こえ、本年度報告会も盛会裏に終了した。



女性部会

平成三十年度 報告会並びに
設立二十周年記念式典を開催演題「ハラスメント×コミュニケーション」
講師 レイ法律事務所 代表弁護士 佐藤大和氏

女性部会では、五月二十六日(木)石巻グランドホテルにて、石巻税務署署長押野博行様をはじめとする来賓をお招きして平成三十年度報告会を開催した。

報告会では、平成二十九年年度事業報告並びに決算報告・平成三十年度事業計画並びに予算が報告され、滞りなく閉会した。

続いて、記念講演会として、レイ法律事務所 代表弁護士 佐藤大和氏が講演し、会員・一般を含む約一二〇名が聴講した。

佐藤弁護士は、石巻市湊町のご出身で現在テレビや執筆活動など幅広く活躍されている。講演では、自身の石巻での思い出話から、演題にもあるように昨今大きな問題として取り上げられることの多いハラスメントについてお話をいただいた。佐藤氏は「コミュニケーション」の土台をしっかりとっておけば、ハラスメントの多くは未然に防ぐことが出来る。怖がらずに効果的なコミュニケーションを学ぶことが何よりも大切なこと」と述べた。

終了後は、設立20周年記念式典及び会員交流会が行われ、盛会裏に終了しました。



石巻の歴史から ⑩

天保の飢饉^{ききん} その一

石巻市芸術文化振興財団

理事長 阿部 和夫

人々はこれまで幾多の災害に遭遇しながら、それを乗り越えて現在に至っています。石巻でも、風水害、台風、火災、戦災など各種の災害に見舞われてきました。その数多い災害の中で、石巻の地域性を示すものとして、海難事故・津波・飢饉^{ききん}の三種類があると思います。

石巻は穀船で江戸に米を積み出す湊であっただけに、穀船の遭難事故は、数多くあります。国内での漂着は言うに及ばず、石巻の人が乗った船、石巻を出航した船が、フィリピン、ベトナム、中国など外国に漂着した事例が六件あります。その中でも、若宮丸の場合には、日本とロシアの外交上重要な位置を占め、日本の歴史上特筆されるものだと考えます。

※
もう一つの災害である津波についていえば、三陸沖の地震によるものではなく、南アメリカのチリやペルーで発生した

地震による津波の被害を受ける地域です。チリ、ペルー地震による津波被害は、江戸時代だけでも四回あったことが判明しています。

また、平成二十三年(二〇二二)の東日本大震災では、宮城県全体で約一万人が死亡する大災害でした。この死者はごく短期間に集中して亡くなっています。これに対して、一年という長い期間をかけてじわじわと一万人が亡くなっていた「飢饉^{ききん}」という災害があります。同じ二万人でも東日本大震災は宮城県全体の死者数です。飢饉^{ききん}での一万人の場合は、旧石巻(石巻・住吉・門脇・湊)、蛇田、渡波、稲井というごく狭い範囲だけでこれだけの人が死亡しているのです。

※
では、「飢饉^{ききん}」とは、どんな災害なのでしょう。私は、「広い地域にわたって食糧が不足或いはなくなるために、病気が蔓延し病死者がたり、飢えによる

餓死者が発生させる状況」であると考えています。

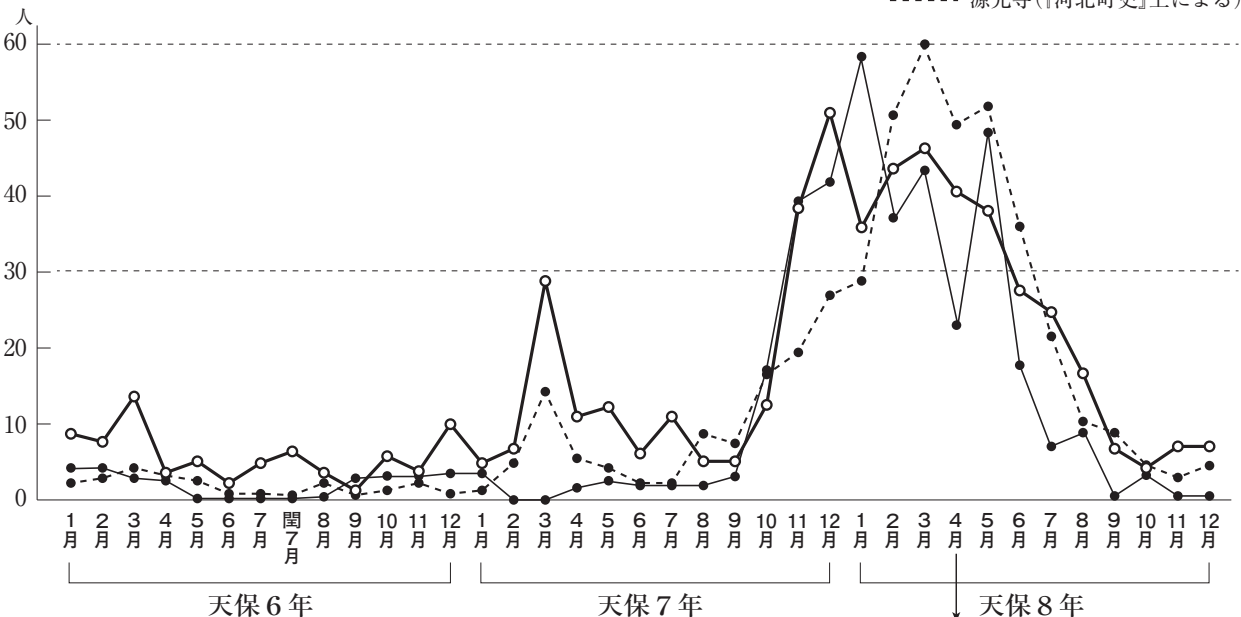
では、飢饉^{ききん}は何故起こるのでしょうか。私は二つの原因があると思っています。一つは自然災害によって作物が不作凶作となつて人々の食糧をまかないきれない場合です。二つ目は、政治にその原因がある場合です。ソ連のスターリン、中国の毛沢東の失政による飢饉^{ききん}が知られています。それでは、この二つの要因が発生した場合には必ず飢饉^{ききん}になるのでしょうか。そうなるとはかぎらないのです。以前からの食糧備蓄がある場合か、或いは他地域からの補充が可能な場合は飢饉^{ききん}までには至りません。

※
では天保の飢饉^{ききん}の死亡の状況を詳しくみてみましょう。示した折れ線グラフで説明します。天保六年(一八三五)から天保八年(一八三七)まで三年間の月別死亡者を示したものです。太い実線は永厳寺(石巻)、細い実線

寺院過去帳からみた月別死亡者数

天保6年(1835)から天保8年(1837)まで

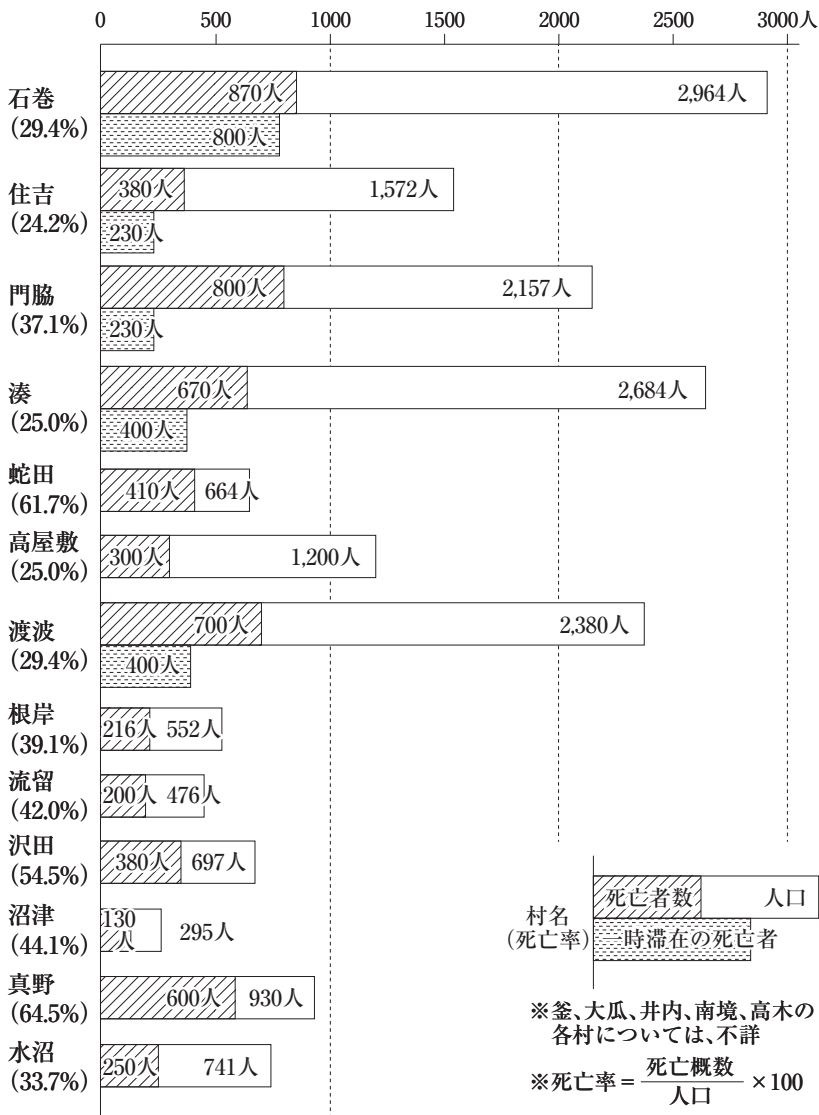
—— 永厳寺(寺院調査による)
—— 宮殿寺(『渡波町史』による)
- - - 源光寺(『河北町史』上による)



※「天保8年4月」は「牡鹿郡陸方大肝入阿部與平治抜拾八ヶ村之内荒増餓死到候村々調」における被害状況調査の時期

は宮殿寺(渡波)、点線は源光寺(飯野川)の事例です。グラフにこれにはある意味があります。三〇人での横点線ですが、毎日一人づつ亡くなった場合に此処

「天保の飢饉」における村別死亡者の状況



まで達します。お寺で一か月間毎日切れ目なくお葬式をするという状態です。お寺さんにとって、めったにない状況だと思えます。それどころか、三つの寺ともに、三〇人ラインを越えて六〇人ライン（毎日二人づつ死亡の段階）に達する勢いです。その時期は、天保七年（一八三六）の秋、収穫出来るはずだった米が殆ど獲れなかったこの時期から、翌天保八年（一八三七）になっ

て米が収穫出来る時期までの一年間に及んでいます。如何に異常な事態だったかお分かり頂けると思います。天保八年四月になって、死亡者が減少してきたので、被害は終息に向かっていると判断したのでしようか、大肝入（村役人）は、この段階で各村々の死亡状況について調査をしました。その調査結果を基に村毎の様子を見てみましょう。それが「村別

死亡者の状況」の帯グラフです。一番上の石巻村を例にとつて説明します。白いグラフは、二九六四人ですが、これは人別帳に書かれている人、現代風に言えば「住民登録」をしている人口です。その中で、斜線を施した八七〇人は死亡者数です。これから言えることは、人口二九六四人の石巻村では、八七〇人が亡くなり、村の死亡率は二九・四％ということになり

ます。その下に薄いあみかけをして八〇〇人と記した部分がありますが、これと同じものが、石巻の外、住吉・門脇・湊・渡波と五か所にあります。これは、住民登録をしていない一時滞在で死亡した人を表しています。石巻で亡くなった他所の人が、二〇六〇人もいたことが分かります。各村毎の死亡率をみていきますと、石巻・住吉・湊・渡波などの町場は比較的低く、流留・沢田・沼津・真野・水沼など稲井地区の死亡率が高いことが目立ちます。特に真野村は、人口九三〇人の内、六〇〇人が死亡し、六四・五％の死亡率です。簡単に言うと、三人の内二人が死んだことになります。

では、このグラフからどれぐらいの人が死亡しているのか類推してみましょう。この十三の村の死亡者合計は五九〇六人です。それに一時滞滞在者が二〇六〇人死亡しているので、それを加えますと、七九六六人つまり約八千人の死亡が調査結果からはつきりしています。ところが、この調査は被害が未だ終息しない天保八年四月段階であって、五月以降十月までの六か月間の死亡者数はこの調査に含まれてはいないのです。さらに、調査記録が確認されなかった釜・大瓜・井内・南境・高木の五つの村の分が含まれていません。この五つの村の分、そして天保八年五月以降の分を含めて考える必要があります。さらに、一時滞滞在者や食糧を求めて石巻に入り込んでいた人たちのことを考えれば、私はおよそ一万人を超える人が死亡したと推測しています。

天保八年の秋に、米の収穫期を迎えることで死亡者も減少してお祭りもされるようになります。しかし、その喜びを打ち消す様に津波に襲われました。チリのパラダイビアで発生した地震による津波が気仙郡（岩手県）本吉郡・牡鹿郡・宮城郡を襲ったのです。十月十一日のことでした。

この様に石巻にとって甚大な被害のでた飢饉について、後の世にあまり伝えられてきませんでした。私自身、飢饉の研究をする中でその事実を知りました。辛い事であればある程、後世の人々に伝える必要があると考えています。

次回は、網地島における天保の飢饉についてお知らせします。

事業承継税制はどう変わったのか？

中小企業経営者の高齢化が急速に進展する中、後継者が未定となっている中小企業の割合も年々高まり、今や日本企業全体の3分の1に達していると言われています。

一方で、税制面での事業承継支援策である事業承継税制は、過去の改正で要件が緩和されてきたものの依然としてハードルが高く、適用を受ける企業は限られていました。

そこで、より一層制度の利用が進むように、10年間で事業承継税制が大幅に拡充されることになりました。

改正のポイントとしては、平成35年3月31日までに特例承継計画を提出し、10年以内に実際に承継を行う場合に、

①税制のカバー率が100%となることで、承継時の負担がゼロ

②雇用確保要件の弾力化

③最大3名までの後継者に対する贈与・相続も対象

④経営環境の変化に対応した減免制度の創設

⑤納税猶予取消時の相続時精算課税の適用範囲の拡大、があります。

1. 税制のカバー率が100%へ

従来は、納税猶予が適用される割合は「発行済議決権株式総数の3分の2」×「80%」＝約53%にしか過ぎず、残り47%部分については納税が必要となり、税負担が大きくなってしまいうというデメリットがありました。

一方で拡充後は、株式数の上限が撤廃され（3分の2↓3分の3）、猶予割合も100%に拡大されたことで、事業承継に係る贈与税・相続税の負担をゼロにすることが可能となります。

2. 雇用確保要件の弾力化

従来は、事業承継後5年間の平均で、雇用の80%を維持することが求められていました。そのため、仮に80%を維持できなかった場合には、猶予された贈与税・相続税の全額を納付する必要があります。

一方で拡充後は、雇用の80%維持ができなかった場合でも、維持できなかった理由を記載した書類（認定経営革新等支援機関の意見の記載が必要）を都道府県に提出することで、納税猶予を継続させることができます。

中小企業にとって雇用の確保は困難な問題である場合が多いため、制度の適用を判断する際の重荷が一つなくなることで、制度の利用がしやすくなります。なお、雇用維持がで

かつた理由が経営悪化等の場合は、認定経営革新等支援機関の指導助言を受け、都道府県に提出する書類にその内容を記載することが必要になります。

3. 適用対象者の拡大

従来は、1人の先代経営者から1人の後継者への贈与・相続のみ対象となっていました。

一方で拡充後は、贈与者は先代経営者に限定されず、また複数の後継者（最大3名）への承継も対象となります。（ただし対象となる

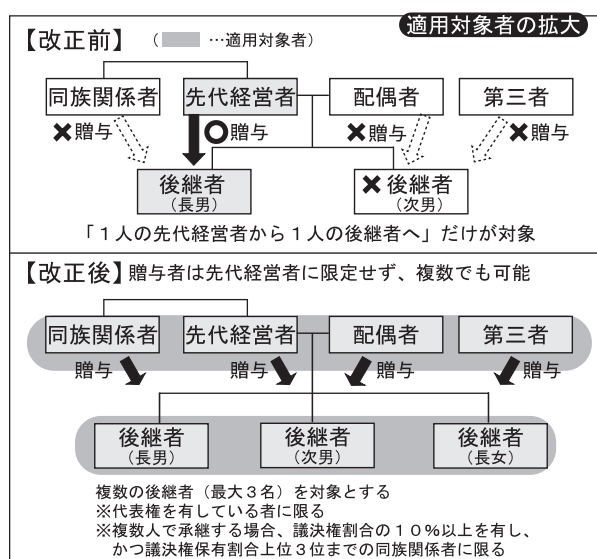
4. 経営環境の変化に対応した減免制度の創設

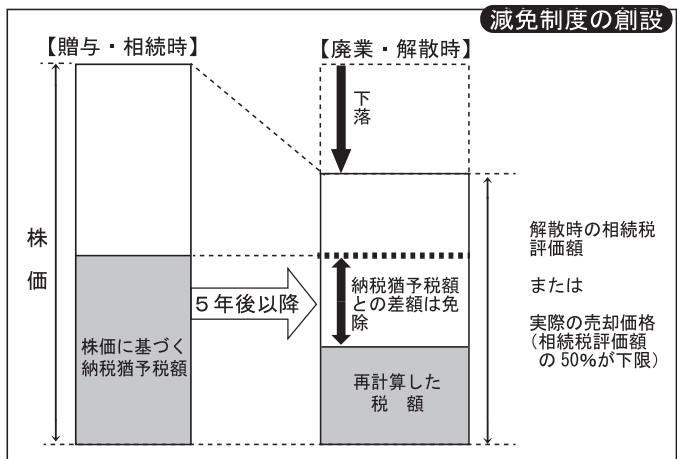
後継者は代表権を有し、複数の場合は議決権割合の10%以上を持っていることが必要です。）

従来は、後継者が自主廃業や売却を行う際は、たとえ経営環境の変化により株価が下落していた場合でも、承継時の株価を基に贈与税・相続税を納税する必要があり、税負担が大きくなってしまうというデメリットがありました。

一方で拡充後は事業の継続が困難な一定の理由（※）が生じていれば、5年後以降に自主廃業や株式の売却等を行うときは、廃業・売却時の評価を基に納税額を再計算できることとなります。

その結果、





当初の納税猶予税額と再計算に基づく税額との差額が免除されることになります。

「予測できない状況の変化により株の価値が下落することもあるのに、納税だけは当初のまま納付しなければいけない」ということは後継者にとっては大きな不安材料でした。

それが今回の改正により、その不安が軽減されるため、制度を利用しやすくなります。(左図参照)

※「事業の継続が困難な一定の理由」の例

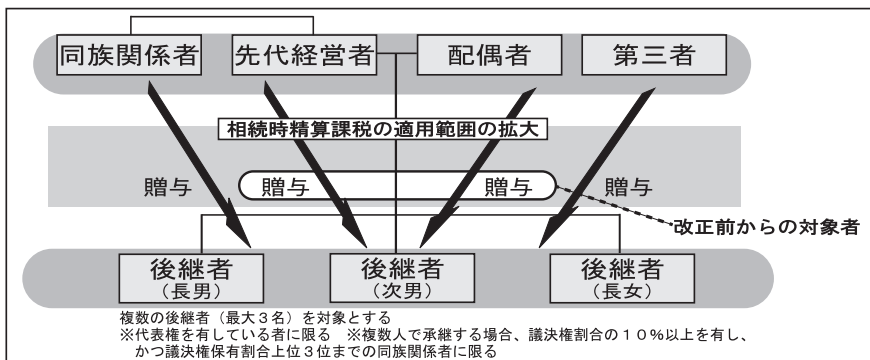
5. 納税猶予取消時の相続時精算課税の適用範囲の拡大

● 直前3年間のうち2年以上が赤字

● 直前3年間のうち2年以上、売上が前年と比較して減少等

従来は、相続時精算課税制度は贈与者の子や孫のみが対象となっていました。このため後継者が贈与者の子や孫であれば、納税猶予が取り消されても相続時精算課税制度の適用を受けることができませんでした。が、後継者が贈与者の子や孫でない場合は相続時精算課税制度を適用できないため、将来納税猶予が取り消されたときの税負担リスクがありました。

一方で拡充後は、事業承継税制の適用を受ける場合は、後継者が贈与者の子や孫でない場合にも、贈与者が60歳以上であれば相続時精算課



税制度の適用が可能となります。

これにより、親族以外の者を後継者とする場合のリスク回避が可能になります。

6. 特例を適用するためには、特例承継計画の提出が必要

今回の制度拡充の適用を受けるためには、以下の2点を満たすことが必要です。

■ 平成30年4月1日から平成35年3月31日までの間に「特例承継計画」を作成し、都道府県へ提出すること

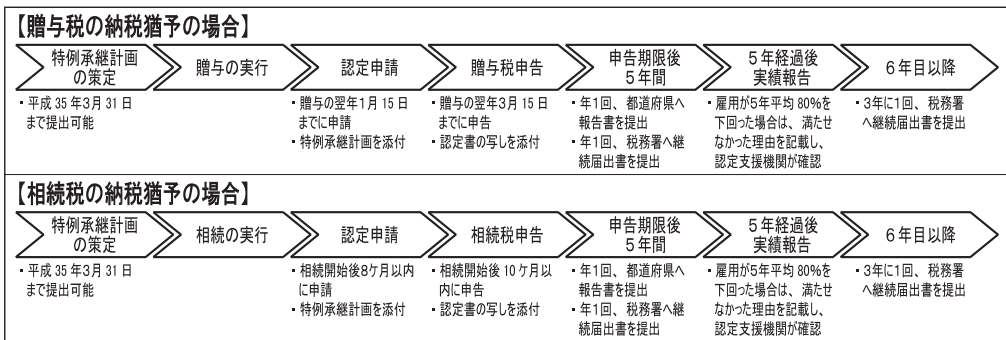
■ 平成30年1月1日から平成39年12月31日までの間に贈与・相続(遺贈を含む)により自社の株式を取得すること。

なお「特例承継計画」とは、会社の概要や後継者が株式を承継した後5年間の経営計画等を記載する書面で、認定経営革新等支援機関の所見を添付する必要があります。

また、平成29年12月31日までに贈与・相続により株式を取得した場合は、特例の認定を受ける(あるいは通常の認定から特例の認定へ切替えを行う)ことはできません。

最後に、拡充後の納税猶予を受けるための手続の流れは、以下のようになっています。(下図)

今回の改正により従来の制度でリスクとされていた



部分がかなり軽減されています。そのため今後事業承継を考える場合には、この特例制度の適用の有無について一度は検討すべきです。

今回の特例制度を上手く活用して、事業承継を成功させましょう。

女性部会

(公社) 豊島法人会女性部会との交流会



日 時 平成30年3月18日(日)・19日(月)
会 場 女川ハマテラス／追分温泉ほか
参加者数 18名(両女性部会含む)

第13回法人会全国女性フォーラム山梨大会



日 時 平成30年4月12日(木)
会 場 アイメッセ山梨(県立産業展示交流館)
(記念講演) 演題「小さな旅と私～人との出会いと発見～」
講 師 元NHKアナウンサー 国井 雅比古 氏
参加者数 11名(部会員のみのみ)

女川原子力発電所視察研修会



日 時 平成30年6月11日(月)
会 場 東北電力(株)女川原子力PRセンターほか
参加者数 14名(部会員のみのみ)

事業報告

平成30年 3月～平成30年 6月

本部会

新入社員基礎研修会



日 時 平成30年4月9日(月)
会 場 石巻グランドホテル
講 師 グローアップ教育センター
代 表 西澤 浩二 氏
参加者数 50名(会員・非会員含む)

経営に変革を！

「中小企業の成長軌道の描き方～戦略的経営のすすめ～」



日 時 平成30年5月18日(金)
会 場 石巻グランドホテル
講 師 アルファ・マーケティング・コーポレーション
代 表 新井 一聡 氏
参加者数 12名(会員・非会員含む)

懸念されていた糖尿病の有病者が、初めて1千万人の大台に

医療ジャーナリスト 大谷 克 弥

予備軍も同じく1千万人で、 もはや「国民病」との説も

生活習慣病の中で最も警戒を要すると言われていた糖尿病を強く疑われる成人が、昨秋の国の調査で1千万人を数えたことが明らかになりました。前回4年前の調査より50万人増え、初めて1千万人台に上ったことから、国は今後も増加は必至とみて、対策に乗り出しています。

1千万人を記録したという大まかな数字だけで、端数は示されず、また患者ではなく有病者という言葉を使っているのには理由があります。それは糖尿病だけに絞った調査ではなく、厚労省が4年に1度行っている国民健康・栄養調査を基にした推計だからです。どうして有病者としたかの集計法はかなり難解なので割愛し、公表された数字を基に考えていきます。

同時に、有病者とは言えないものの、糖尿病である可能性を否定できない人、いわゆる予備軍も1千万人に上ると発表されました。こちらは前回より100万人減っていますが、有病者と予備軍の双方を合わせると2千万人になるのですから、これは由々しき数字と言えます。日本では以前から、成人の5人に1人以上がかかる病気を国民病と言ってきた歴史がありますが、糖尿病もその1つになったという説も浮上しています。

糖尿病とは膵臓から分泌されるインスリンの働きに支障が生じ、血糖値の高くなる病気で、1型と2型に大別されます。

1型は子供や若年者に多く、全体の1割ほどですが、膵臓の細胞が破壊されるので日常的にインスリンの注射が欠かせません。一方、残り9割を占める2型は中高年者に多く、一般的に糖尿病と言えば2型のことです。加齢や喫煙のほか、過食、運動不足、ストレスなどが発症の引き金になります。

2型を性別で見ればやはり男性に多く、今回の調査でも男性は50歳代で12.6%、60歳代で21.8%、70歳以上で23.2%が有病者でした。女性の有病者は50歳代が6.1%、60歳代が12.0%、70歳以上が16.8%でした。

本体そのものよりも、 合併症の方がはるかに怖い病気

先述の通り糖尿病とは血糖値の高い状態が続く病気

で、それ自体は「痛くも痒くもない」などと言われますが、怖いのは放置していると出現してくる合併症です。これは糖尿病が原因で起きる別の病気のことです。特に網膜症、神経症、腎症が3大合併症とされ、一般の人に分かりやすいように「目に来る、足に来る、腎に来る」と警告されています。

初めの網膜症は、網膜に出血などの障害が起きて視力が低下していき、年間に約3千人もが失明に至っています。次の神経症とは、全身の末梢神経に血液が届かなくなるために発症する病気です。特に足先はちょっとした傷や水虫からも壊疽に進行し、治療法がないため年間に2万人近くが切断手術を受けています。最後の腎症は、腎臓の小さな血管が詰まって自力では尿を作れなくなる病気で、人工透析が必要になります。現在の透析患者は約33万人ですが、そのうち約44%は糖尿病性で、年間にほぼ5千人のペースで増えています。

このほかの怖い合併症としては、生命の危機に直結する脳梗塞や心筋梗塞が挙げられます。高血糖の状態が長く続くと動脈硬化が進み、血液の通り道が狭くなる上に血栓ができて、脳や心臓の細胞に酸素や栄養が届かなくなるからです。この動脈硬化は、全ての病気に大なり小なり関わってきます。

今回の調査では有病者1千万人のうち23.4%、つまり、234万人もが何ら治療を受けていないことが明らかになり、国を愕然とさせました。予備軍を加えるとその倍になるのですから、糖尿病とは何か、どう対処すべきかについて、中高年の方々は基本的な知識を身に付けておく必要があります。

糖尿病は初期だと自覚症状がほとんどない厄介な病気なのですが、分かりやすい説明として「3多1少にご用心」と言われます。「3多」とは「喉が渇くので水を多く飲む」「従ってトイレの回数が多くなる」「お腹が空いて多く食べる」ことです。

多食するので必然的に初めは太ってきますが、これが「1少」、つまり体重が少なくなってくると重大な赤信号です。食べた栄養は尿に混じって流失してしまうので、筋肉のたんぱく質や脂肪をエネルギー源にするようにと脳から指令が出て、痩せていきます。食べてもスリムになるのですから、ダイエットのせいではなく、寿命が減っていくことだと覚えましょう。

【筆者紹介】

大谷克弥（おおたに・かつや） 医療ジャーナリスト。東北福祉大学講師。日本医学ジャーナリスト協会会員。読売新聞社出身で、在職中に長期連載「医療ルネサンス」を創設。現在はフリーで、著作、講演活動などに従事。

平成31年（2019年）10月1日から 消費税の軽減税率制度が実施されます

平成31年(2019年)10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

軽減税率（8%）の対象品目

飲食料品

飲食料品とは、食品表示法に規定する食品（酒類を除きます。）をいい、一定の一体資産を含みます。

外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。

新聞

新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。

《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲》

軽減税率対象

標準税率対象



※ 一定の一体資産は、飲食料品に含まれます。

全ての事業者

飲食料品の売上げ・仕入れの両方がある課税事業者の方

売上げや仕入れについて、取引ごとの税率により区分経理を行うことや、区分記載請求書等を交付する必要があります。

飲食料品の売上げがなくても、飲食料品の仕入れ（経費）がある課税事業者の方

仕入れ（経費）について、取引ごとの税率により区分経理を行う等の対応が必要となります。

免税事業者の方

課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

免税事業者の方へ



免税事業者

課税事業者から区分記載請求書等の交付を求められることがあります。



区分記載
請求書

免税事業者からの仕入れについても、仕入税額控除を行うためには、区分記載請求書等の保存が必要です。

課税事業者



帳簿及び請求書等

消費税率が複数税率となりますので、これまでの記載事項に加え、軽減対象資産の譲渡等である旨及び税率ごとに区分して合計した税込対価の額を記載した請求書等（区分記載請求書等）を発行することや、日々の経理において帳簿には軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨を記載することが必要となります。

《帳簿の記載例》

- ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ② 課税仕入れを行った年月日
- ③ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容
(軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨)
- ④ 課税仕入れに係る支払対価の額

総勘定元帳（仕入）				
XX年 月 日	摘要	税 区分	借方 (円)	
11 30	△△商事(株) 11月分 日用品	10%	88,000	
11 30	△△商事(株) 11月分 食料品	8%	43,200	
②	① ③		④	

《請求書の記載例》

- ① 区分記載請求書等発行者の氏名又は名称
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容
(軽減対象資産の譲渡等である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）
- ⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書			① △△商事(株)
平成XX年11月30日			
11月分 131,200円（税込み）			
⑤ 国〇〇御中	② 日付	③ 品名	金額
	11/1	魚 類	5,400円
	11/1	牛肉 類	10,800円
	11/2	お弁当 類	2,200円
		合計	131,200円
		10%対象	88,000
		8%対象	43,200
※は軽減税率対象品目			

軽減税率対策補助金

軽減税率対策補助金事務局（中小企業庁）では、複数税率への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等が、複数税率対応のレジの導入や、受発注システムの改修などを行うに当たって、その経費の一部を補助する軽減税率対策補助金による事業者支援を行っています。

軽減税率対策補助金の詳細は、「軽減税率対策補助金事務局」にお問合せください。

【URL】 <http://kzt-hojo.jp>

【専用ダイヤル】 0570-081-222

【受付時間】 9:00～17:00（土日祝除く）

軽減税率制度に関するお問合せ先

- 軽減税率制度に関するご相談は、以下で受け付けております。

1. 消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）

【専用ダイヤル】 0570-030-456

【受付時間】 9:00～17:00（土日祝除く）

2. 電話相談センター

最寄りの税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「3」を押すと、電話相談センターにつながります。

税務署の連絡先は国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）でご案内しています。

- 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談）を希望される方は、最寄りの税務署への電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。

- 軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

国税庁ホームページ下部の
「▷その他のバナー一覧」
をクリック

こちらを
クリック

消費税軽減税率制度

又は

QRコードから
特設サイトへ



低コストでチラシ・DMが送れます。貴社製品やサービスのPRに是非ご利用ください！

企業PR広告(折込チラシ)同封サービスを始めました

◎低コストで高い宣伝効果が期待できます。

会員サービスの一環として、法人会からのご案内に貴社のチラシなどを同封し、石巻法人会会員約1,300社(H29.7.1現在)にお届けします。はがき・封書の郵便代に比べ、低コストでご利用が可能です。

また、法人会会員企業の皆様へ直接届きますので、高い宣伝効果が期待できます。是非ともこの機会に本サービスのご利用をご検討ください。

・利用のメリット

◇高い開封率

法人会からのご案内に同封しますので、DM(ダイレクトメール)より開封率が高い！

※石巻法人会の広報誌、研修会などのご案内と一緒に貴社のチラシを同封して発送します

◇発送代のコスト削減

例) A4サイズ50g以内のチラシを郵送した場合 … 1,300通×82円 = 106,600円

当会会員で同封サービスご利用の場合 …… 1,300通×30円 = 39,000円 ➡ その差なんと67,600円もお得！

・募集要項

発 送 件 数	石巻法人会会員企業約1,200件(管轄地域の石巻市・東松島市・女川町の会員企業)その他、関係官庁・各種団体など ※配布時の既存会員数が上限				
発 送 月	毎月(発送日はご希望に添えない場合もございます。季節性や期間限定の広告チラシはご注意ください)				
同 封 可 能 サ イ ズ	A4判・B5判・A3判二つ折りでも角2規格の封筒に入るサイズであればなんでも構いません。 ただし、事前にご相談ください。 ※ホッチキスやクリップ留めは事前をお願いします				
内 容	企業、従業員向けの製品、商品、サービス等の広告 ※会員向け特典を付けて頂けると幸いです。				
料 金	下記へ記載の料金となります(発送後に配布した枚数を計算し、ご請求いたします。) ※ただし、正副会長会議で内容を審議し地域社会貢献事業と認められるものについては、料金は無料となります				
会 員 企 業	50g以内 30円	50g以上 50円	非 会 員 企 業	50g以内 50円	50g以上 100円
注 意 事 項	①一部の地域や業種のみのお受けできません ②チラシの内容について、以下の様な記載がある場合はお断りします。 ※誹謗中傷・公序良俗に反するもの ※法律上取引が禁止されているもの ※その他当会が封入は適当でないと判断されるもの ③封入希望チラシは事前に正副会長会議にて審議した上で、同封の可否を決定し認められた場合のみ封入出来るものとします ※そのため、発送までにお時間を頂く場合がございますので予めご了承ください。				
申 込 み 方 法	下記申込書に必要事項を記入のうえ、見本と併せてFAXまたはメールにてご連絡ください				

FAX 93-6705

広告チラシ同封サービス申込書

平成 年 月 日

法 人 名	〔 会員法人・未加入法人 〕 ※いずれかに○印をご記入下さい				
所 在 地					
ご担当者のお名前	TEL	-	-	FAX	-
配 布 希 望 期 間	平成 年 月に同封を希望します				

《漢字を使ったクロスワード・パズル》

サッカーW杯ロシア大会が始まりました。そこで、ロシア(露西亜)の「露」の字の音読み(ロ)と訓読み(ツユ)をヒントにクロスワード・パズルを解いてください(タテ・ヨコのカギは順不同です)。

◇2020年4月1日以後に開始する事業年度から資本金1億円以上の企業が行う法人税・消費税などの確定申告には「○○○申告」が義務付けられました

◇釣った魚を入れる籠のこと

◇「柘榴」の読みは？

◇VIPを○○○○突いてお出迎え

◇あいつは○○でもないやつだ

◇「○○食う虫も好き好き」

◇若者は常に○○○○を高く持て

◇あなたが抱えている心の○○に分け入ろう

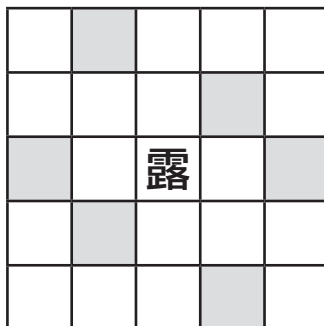
◇アパートは駅から○○で10分のところ

◇エビによく似た甲殻類。寿司でおいしいね

◇「笑いを目的とする寸劇」と定義されているようです

◇6月21日。昼間が一番長い日です

■解答を書いたクロスワードを切り取るかまたはコピーして、ハガキに貼り、住所・氏名・連絡先と広報誌の感想・ご意見などを一言ご記入いただき、法人会事務局へお送り下さい。正解者の中から抽選で法人会オリジナル図書カード1,000円分を3名様へプレゼントいたします。締切は8月末日までとさせていただきます。



【作者略歴】

藤木順平(ふじき・じゅんぺい＝本名・藤田順一)フリーランスライター。

《ハガキ送り先》

〒986-0032

石巻市開成1-35

石巻ルネッサンス館内

(公社)石巻法人会

クロスワード係

菱建興業

賛助会員入会

(株)カメヤ

(株)山本会計with

(株)元氣いしのまき

(有)ホンダ販売石巻

(株)武田鉄工所

正会員入会

新規入会会員紹介

※入会日の若い順に掲載しております

情報非公開

代表取締役

武田 信哉

代表取締役

後藤 宗徳

代表取締役

山本 英寿

代表取締役

東松島市新東名二丁目九一十三

代表取締役

石巻市中央二丁目十一

石巻市流留字町三〇一二

行事予定

7月3日 (火) 県青連 第3回正副会長会議	18:30	(公社)塩釜法人会事務局
7月5日 (水) 女性部会 第3回役員会	11:30	割烹石もり
7月6日 (金) 青年部会「今さら聞けない! ビジネスマナー講座」	18:00	大もり屋本店
7月7日 (土) 移動検診車による定期健康診断	8:30	石巻ルネッサンス館
7月13日 (金) 県青連 平成30年度県内支部会員交流事業	18:00	ボウルサンシャイン仙台
7月24日 (火) 県連 第1回事業委員会	15:00	新仙台ビルディング
7月26日 (水) 県女連 第2回部会長会議	12:00	新仙台ビルディング
7月27日 (木) 県連 第1回事務職員研修会	14:00	新仙台ビルディング
7月30日 (日) 県連 第1回厚生委員会	15:00	新仙台ビルディング
8月3日 (金) 県連 第1回広報委員会	15:00	新仙台ビルディング
8月5日 (日) 河南桃生支部主催楽天イギリス観戦バスツアー	14:00	楽天生命パーク宮城
8月9日 (水) 県連 第1回組織委員会	15:00	新仙台ビルディング
8月20日 (月) 簿記実務講座(第1回)	18:00	石巻商工会議所
8月22日 (水) 簿記実務講座(第2回)	14:00	石巻ルネッサンス館
8月23日 (木) 平成30年度新設法人説明会	18:00	石巻商工会議所
8月下旬 県連 第2回事業委員会	12:00	未定
8月27日 (月) 簿記実務講座(第3回)	18:00	石巻商工会議所
8月28日 (火) 県青連: 第2回租税教育推進委員会	未定	未定
8月29日 (水) 簿記実務講座(第4回)	18:00	石巻商工会議所
8月31日 (金) 女川支部税務研修会	14:30	女川町まちなか交流館
9月3日 (日) 簿記実務講座(第5回)	18:00	石巻商工会議所
9月4日 (火) 県連: 第2回事務局長会議	12:30	未定
9月5日 (水) 簿記実務講座(第6回)	18:00	石巻商工会議所
9月7日 (金) 県連: 平成30年度役職員研修会	15:00	仙台国際ホテル
9月11日 (火) かほく支部: 税務研修会	15:30	石巻かほく商工会本所
支部報告会及び支部会員懇談会	17:00	ブラザキかく
県連: 第2回総務委員会	15:00	未定
9月12日 (水) 東松島支部: 税務研修会	15:30	東松島市商工会館
支部報告会及び支部会員懇談会	17:00	ちゃんこ萩乃井
9月14日 (金) 青年部会: (公社) 静岡法人会との交流会	18:00	静岡市内
青年部会: (公社) 静岡法人会との交流会	10:00	静岡市内
9月15日 (土) 移動検診車による定期健康診断	9:00	石巻ルネッサンス館
9月20日 (木) 第2回正副会長会議	未定	石巻グランドホテル

※当会ホームページからも、行事予定がご覧いただけます。

第2回理事会	未定	
9月20日 (水) 福利厚生制度連絡協議会	未定	石巻グランドホテル
経営講演会	未定	
9月21日 (金) 県青連: 第3回部会長会議	18:30	未定
県青連: 第4回正副会長会議	未定	未定
9月26日 (水) 河南桃生支部: 税務研修会	15:30	河南桃生商工会本所
支部報告会及び支部会員懇談会	17:00	田津田
9月27日 (木) 県連: 第2回理事会	15:00	未定
10月4日 (水) 県連: 第3回税制委員会	15:00	未定
10月5日 (金) 六県連: 第42回事務局職員研修会	14:30	未定
10月11日 (水) 第35回法人会全国大会「鳥取大会」	未定	鳥取県立県民文化会館ほか
河南桃生支部: 第2回役員会	18:00	未定
10月15日 (月) 総務管理講座(第1回)	15:00	石巻ルネッサンス館
10月16日 (火) 県連: 第2回広報委員会	15:00	未定
10月17日 (水) 総務管理講座(第2回)	15:00	石巻ルネッサンス館
総務管理講座(第3回)	15:00	石巻ルネッサンス館
10月19日 (金) 県青女連: 合同研修会	15:45	DUCCA仙台駅前
県女連: 第3回部会長会議	未定	未定
10月22日 (月) 総務管理講座(第4回)	15:00	石巻ルネッサンス館
10月24日 (水) 総務管理講座(第5回)	15:00	石巻ルネッサンス館
10月26日 (金) 総務管理講座(第6回)	15:00	石巻ルネッサンス館
10月29日 (日) 総務管理講座(第7回)	15:00	石巻ルネッサンス館
10月31日 (水) 総務管理講座(第8回)	15:00	石巻ルネッサンス館
11月2日 (金) 総務管理講座(第9回)	15:00	石巻ルネッサンス館
11月5日 (月) 総務管理講座(第10回)	15:00	石巻ルネッサンス館
11月6日 (火) 県連: 第2回厚生委員会	15:00	未定
11月7日 (水) 第36回親睦ゴルフ大会	8:22	松島チサンカントリークラブ
11月8日 (木) 岐阜大会租税教育プレゼンテーション	未定	長良川国際会議場
11月9日 (金) 青年部会第32回全国青年の集い岐阜大会	9:00	岐阜都ホテル
11月10日 (土) 移動検診車による定期健康診断	9:00	石巻ルネッサンス館
11月17日 (土) 女性部会: 税を考える週間イベント	未定	イトーヨーカドー石巻あけぼの店
11月30日 (金) 県青連: 第2回研修会事業	未定	気仙沼市内
県青連: 租税教育研修会	未定	

<http://www.i-houjinkai.jp>

法人会会員のみなさまに 経営者大型総合保障制度

経営者はお亡くなりになったり就業不能状態になるなど、様々なリスクに取り囲まれており、「会社をまもるための資金」と「家族をまもるための資金」の両方が必要です。大同生命ではリスクに対応した商品を組み合わせることで、ご加入いただくトータル保障をご提案しています。

会社をまもる	家族をまもる
 お亡くなりになるリスクに対する保険 Rタイプ	 お亡くなりになった場合や要介護状態で収入がなくなった場合のリスクに対する保険 収入リリーフ
 重大疾病による長期離職のリスクに対する保険 Jタイプ	 要介護状態になった場合の介護のリスクに対する保険 介護リリーフ
 重度の身体障がい状態によるリタイアのリスクに対する保険 Tタイプ	
 ケガ・病気による一時的な離職のリスクに対する保険 Mタイプ	

商品の正式名称は次のとおりです。Rタイプ：無配当年満期定期保険（無解約払戻金型）、Jタイプ：無配当重大疾病保障保険、Tタイプ：無配当就業障がい保障保険（身体障がい者手帳連動型）、Mタイプ：無配当総合医療保険（保険料払込中無解約払戻金型）、収入リリーフ：無配当介護収入保障保険（無解約払戻金型）、介護リリーフ：無配当終身介護保障保険。ご検討・ご契約にあたっては、「設計書（契約概要）」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。記載は平成30年1月現在の内容です。将来変更となる可能性があります。

（引受保険会社）**DAIDO 大同生命保険株式会社** 仙台支社 石巻営業所/宮城県石巻市穀町3-15（太陽生命石巻ビル5F）TEL 0225-22-5551

法人会の経営者大型総合保障制度
**広げよう
 企業保障の
 大きな傘を**
 F-29-1016(平成30年1月19日)



AIG 損保
**法人会のビジネスガード
 Business Guard Series**

企業防衛・福利厚生目的に法人会のビジネスガードシリーズ 会員企業をサポートするAIG損保のリスクソリューション



政府労災の上乗せ補償	ハイパー任意労災 （業務災害総合保険）	火災と地震災害に備える	プロパティガード+企業地震保険 （企業財産保険・建物損害補償特約・地震・噴火・危険補償特約等）
会社で入る医療補償	ハイパーメディカル （業務災害総合保険・メディカル特約）	個人情報の漏えい事故対策 マイナンバー対応	情報漏えいガード （個人情報漏洩保険）
初期のご相談から賠償金対応まで。 労務・雇用トラブルに備える	スマートプロジェクト （総合事業者保険）	役員個人を取り巻く 各種訴訟リスクに備える	MRP保険 （マネジメントリスクプロテクション保険）
地域社会に貢献する	ビジネスガードAUTO （法人会の自動車保険）	飲食料品・化粧品のリコール時に 発生する様々な費用を補償	CPI （生産物品質保険・CPI限定型）
企業向け第三者賠償責任保険	STARS （事業総合賠償責任保険）	海外進出企業向けサポートプラン	ワールドリスク WorldRisk

AIG損害保険株式会社
 URL: <http://www.aig.co.jp/sonpo>

お問合せ先

石巻支店

〒986-0812
 宮城県石巻市東中里2-10-16富士火災石巻ビル
 TEL.0225-23-1408 FAX.0225-94-6140
 午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）

この広告は保険の概要をご説明したものです。「企業地震保険」につきましては建物の構造や建物建築された時期および所在地等によってはお引き受けができない場合がありますのであらかじめご了承ください。2018年1月時点の内容です。（B-180010 2020-01）

アフラックは、1983年より
 「法人会福利厚生制度」を受託しています。

あなたの一生に寄りそう保険会社として、約束します。
 お客様ひとりひとりが創る、自分らしく充実した人生。
 アフラックは、そのお手伝いをする存在であり続けます。



法人会がん保険制度
 法人会医療保険制度

「生きる」を創る。

Aflac

（引受保険会社）**アフラック** 仙台総合支社

法人会フリーダイヤル

0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行います。

